

Title	北宋哲宗朝の政治文化と人脈：「編類章疏」と「看詳訴理」を事例として
Author	横山, 博俊
Citation	人文研究. 66 卷, p.49-66.
Issue Date	2015-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	高坂史朗教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

北宋哲宗朝の政治文化と人脈 —「編類章疏」と「看詳訴理」を事例として—

横山博俊

本稿は、北宋時代の哲宗親政期における新法党政権下で実施された、編類章疏や看詳訴理という一種の言論統制を取り上げ、これらの政策の争点や政治集団との関わりを分析することで、当時の政治の基調を明らかにするものである。両政策で争点となったのは、先代皇帝である神宗批判者の処分であった。その背景には、政治の象徴として従来の「祖宗之法」ではなく神宗を重視した当時の風潮があり、さらに神宗を信奉する哲宗の意向も関わっていた。当時の新法党政権内部では、新法の実施・対西夏戦争・旧法党官僚への処遇をめぐる章惇・蔡卞・曾布の三者が対立していた。彼らはしばしば神宗批判を巧みに利用し、哲宗を動かすことで政敵とその関係者の排除を進めた。通説では旧法党排除の政策として理解されてきた編類章疏や看詳訴理も、その過程で情報源として利用された。哲宗親政期の政争は、新法の是非をめぐる新法党と旧法党の対立という、従来の単純な構図では最早説明できるものではない。祖宗から神宗へと政治的権威が変化する中で、政治路線の相違による対立を抱えていた政権中枢部は、政治や哲宗の意向を動かすために神宗の評価を巧みに利用していたのである。

はじめに

十世紀後半に中国を統一した宋王朝の歴史を研究する上で、王安石主導による新法が実施された神宗朝(1067～1085)は、社会経済をはじめ、軍事、国際関係など様々な領域で注目を集めてきた。政治史研究においてもこの時代が重要な意味を持つことは言を俟たないが、神宗朝だけではなく、前代までの流れを受け、続く哲宗朝(1085～1100)や徽宗朝(1100～1125)、延いては南宋時代に与えた影響を明らかにする観点が求められる¹⁾。従来の神宗朝期以降の政治史研究は、基本的な政治の流れや宰相権力、政治集団等個別の問題が注目を集め、近年では研究が手薄であった徽宗朝についても徐々に研究が進展している²⁾。しかし哲宗朝、とりわけ哲宗による親政が行われた紹聖・元符年間(1094～1098、1099～1101)については他の時期と比較して研究が遅れており、解明すべき問題を多く残している。

ところで、近年中国や欧米を中心として、「政治文化」と呼称される、日本ではあまり見られない手法が注目されている。これは制度などの政治におけるハード面ではなく、ソフト面を焦点とし、政治における意思決定の前提となる、政治意識や規範などを明らかにする手法である。そこでは、政治的な活動を行う人々に見られる共通した認識、言動の解明が求められ、研

究対象は日常的政治生活、王権儀礼、政治の象徴、政治思想、政治的伝統など多岐にわたる³⁾。宋代史研究では、両宋時代を通じて影響力を有した「祖宗之法」観念、五代から北宋建国初期における文人意識や「崇文抑武」の風潮の形成過程に主な焦点が当てられている⁴⁾。また、徽宗朝を肯定的に再評価する研究潮流の影響を受け、当該時期の文化政策の検討においても同様の手法が用いられている⁵⁾。

しかし、こうした研究は中国や欧米の研究成果と比較するとその数は少なく、政治史研究の課題として言及されている⁶⁾。またその成果も多くは神宗朝以前か徽宗朝に集中し、哲宗朝についてはほとんど研究が及んでいない。このように、本来哲宗朝は神宗朝から徽宗朝へと移行してゆく過程に当たる時期にもかかわらず、国内外において十分に研究が進んでいるとは言い難い。だが、この問題を検討する上で重要な成果が近年提出された。

方誠峰氏は、哲宗親政期に実施された、編類章疏及び看詳訴理という一種の言論統制や、旧法党が編纂した神宗実録の再編纂を取り上げている⁷⁾。氏はこれらの共通点である「文字」への弾圧を一つの政策と捉え、実施の目的は官界の意思統一であり、背景には「一道德、同風俗」(道德や風俗を統一する)という思想的潮流が存在し、官僚の政治意識や政治集団の趨勢へ与えた影響も指摘する。

しかし、「一道德、同風俗」の思潮は確認できるが、その潮流を作り出した編類章疏や看詳訴理については概要に止まり、新法党がどのような方針の下でこうした政策を行ったのか、明らかにされていない。また、これらの政策が、当時の政治を主導した新法党の領袖である章惇と蔡卞の政治集団の拡大に寄与したとする理解には、両者を直接結びつける根拠が提示されておらず、肯首し難い。編類章疏や看詳訴理を新法党側の事情と絡めて論じる視点は注目すべきだが、やはり新法党内部の具体的な人脈に即して理解すべきであろう。

そこで本稿では、方氏が取り上げた三つの政策の内、特に多数の官僚が処分を受け、影響を受けた編類章疏と看詳訴理の問題を取り上げる。第一章では両者が何を統制する目的で行われたのか明らかにし、第二章では新法党内部における政治集団間の党争と編類章疏や看詳訴理の関わりを検討する。これらの作業を通じ、哲宗親政期の政治の基調を明らかにしたい。

第一章 編類章疏と看詳訴理

第一節 処分の争点

本節では編類章疏や看詳訴理の争点を検討するが、まずは哲宗親政期である紹聖・元符年間の政治の流れとこれらの政策について概観しておく⁸⁾。

周知の通り、親政開始直後の紹聖元年二月より、神宗の政治を継承する「紹述」の名の下、新法復活など神宗朝の政策への回帰が行われた。また同年四月、蘇軾への処分を皮切りに、旧法党の中心人物が政治の中枢から順次排除されていく。史料上で「元祐党禁」と呼ばれる旧法

党弾圧の開始である。本稿で扱う政策のうち、編類章疏も同時並行の形で四月に実施されている。そもそも編類章疏とは、官僚の上奏文を分類整理し、書物として編纂することであり、文章に問題ありと見なされた場合、その上奏の執筆者は処分された。紹聖元年の編類章疏は旧法党が政権を掌握していた元祐年間（1086～1094）の上奏文を対象としており、明らかに彼らを弾圧する目的であったことが分かる。この政策を推進したのは、「紹述」政治開始後に新法党の領袖として宰相の地位に返り咲いた章惇や、当時彼と協力関係にあった執政の蔡卞を中心とする集団であり、彼らは旧法党弾圧も主導していた。しかし七月に章惇の政敵である李清臣の働きかけにより、一部例外を除く処分停止が宣言されたことで、党禁は一旦停滞する。その後、紹聖二年十二月に当初は三省で実施されていた上奏文の編纂が樞密院でも開始され、同時に専門部局を設置して編纂が大規模化し、処分も再開し、ここに前年七月の詔も事実上空文化した。紹聖四年二月には司馬光と呂公著の追貶を機に排除が本格化し、遂には哲宗廃立を企てたとして同文館の獄が起こるに至る。この時期の旧法党弾圧の特徴として、元祐の政治を主導した宣仁太皇太后の権威が哲宗廃立疑惑により失墜し、旧法党の中心人物もその企てへの加担を疑われたという⁹⁾。上述の同文館の獄もその状況を反映している¹⁰⁾。同時に編類章疏にも変化が生じた。同年には旧法党の領袖の発言が編纂され、六部に保管されている上奏文の編纂も命じられるなど、次第にその規模が拡大する。また、元符元年（1098）には看詳訴理も実施された。これは、旧法党が訴理所を設置し、神宗朝に処分を受けた者に異議申し立てを許し、問題があると見做した処分を取り消した政策に対するものであり、取り消された者は再度処分を受けた。

最終的に、両政策は徽宗即位直後の元符三年四月に廃止されるまで続くが¹¹⁾、一連の政策により処分された者は千人以上と推定され、過去に例を見ない大規模なものとなっている。以上、紹聖・元符年間の政治の簡単な流れと、編類章疏や看詳訴理について概観したが、ではこれらの政策の争点とはいかなるものであろうか。

まず編類章疏の場合であるが、曾布による「文彦博・劉摯・王存・王巖叟の輩皆先朝を託誓すれば、去年施行するも、元祐の人、漏網する者多し¹²⁾。」という発言によると、文彦博・劉摯らの旧法党官僚が先朝（神宗）を批判したとして処分されたが、処分漏れが多いという。そして、この発言を受けて章惇が樞密院での編類章疏実施を進言している¹³⁾。これを総合すれば、編類章疏による処分は、神宗批判者を対象としたと考えるのが妥当であろう。

次に看詳訴理の場合は、神宗に対し「語言不順」な者が処分対象となったという¹⁴⁾。この「語言不順」なる語句の解釈については、『宋史』張浚伝に「古より言の不順に渉るは、之れを指斥乗輿と言う」とあり¹⁵⁾、指斥乗輿の罪名に相当する。これは唐律における十悪の一つ大不恭に相当し、皇帝を誹謗中傷した者に適用され、民ならば死刑、官僚でも最大で除名を課せられる重罪である。要するに、「語言不順」は皇帝批判を意味し、看詳訴理も神宗批判者の摘発が争点となっていたのである。

以上、編類章疏と看詳訴理は、形式面ではどちらも上奏文の言説中において、神宗を批判し

た表現の有無が争点となっていた。それでは現実の運用面ではどのような状況が見られたのであろうか、具体例から明らかにしたい。

第二節 神宗批判の実態について

さて、以下の【表1】は、編類章疏と看詳訴理による弾劾や処分事例を史料上から抽出して整理したものである。分析に当たり、弾劾者が看詳訴理所か、文中に「訴理」の語が見えるものを看詳訴理として扱った。編類章疏にはそうした特徴が見られない点が問題だが、本稿では根拠が元祐年間の上奏文である例か、元祐年間の政治的言動が批判されている例を編類章疏によるものとして扱った。以下、表から窺える特徴について述べる。

【表 1-1】編類章疏による弾劾・処分者

No.	姓名	時期	類型	出典
1	蘇軾	紹聖元・5,7	①-a・②	本末101
2	司馬光	紹聖元・5,6	①-a・②・③	本末101
3	李之純	紹聖元・5	④	本末101
4	范純粹	紹聖元・5	③	本末101
5	趙高	紹聖元・5	③	本末101
6	王存	紹聖元・5	③	本末101
7	孫覺	紹聖元・5	③	本末101
8	呂公著	紹聖元・6	①-a・②	本末101
9	呂大防	紹聖元・6	①-a・②	本末101
10	劉摯	紹聖元・6	①-a・②・④	本末101
11	王巖叟	紹聖元・6	④	本末101
12	朱光庭	紹聖元・6	④	本末101
13	蘇轍	紹聖元・7	①-a・②	本末101
14	范純仁	紹聖元・7	①-a・②・③	本末101
15	韓維	紹聖元・7	①-a・②	本末101
16	姚勗	紹聖3・9	①-b	本末101
17	梁燾	紹聖4・2	①-a	本末102
18	王覲	紹聖4・2	①-a	本末102
19	韓川	紹聖4・2	①-a	本末102
20	孫升	紹聖4・2	①-a	本末102
21	呂陶	紹聖4・2	①-a	本末102
22	王汾	紹聖4・2	①-a	本末102
23	呂希哲	紹聖4・2	①-a・②	本末102
24	呂希純	紹聖4・2	①-a・②	本末102
25	呂希績	紹聖4・2	①-a・②	本末102
26	韓忠彥	紹聖4・閏2	①-a	本末102
27	安燾	紹聖4・閏2	③・④	本末102
28	劉奉世	紹聖4・閏2	①-a・③	本末102
29	鄭雍	紹聖4・10	①-a・③	長編492
30	汪衍	元符元・10	①-a	長編503
31	邢恕	元符元・10	④・⑤	長編503
32	宋保國	元符元・11	⑤	長編504
33	王鞏	元符元・11	①-b	長編504
34	張保源	元符元・11	①-b	長編504
35	湯鹹	元符2・正	⑥	長編505
36	祝望	元符2・正	⑥	長編505

37	孔平仲	元符2・5	①-b	長編510
38	王獻可	元符2・5	①-b	長編510
39	陳次升	元符2・5	①-b	長編510
40	盛陶	元符2・8	①-b・④	長編514
41	章惇	元符2・9	①-b	長編515
42	賈易	元符2・閏9	①-a	長編516
43	符尹材	元符2・11	⑥	長編518

【表 1-2】 看詳訴理による弾劾・処分者

No.	姓名	時期	類型	出典
1	李棠	元符元・9	⑥	長編502
2	鄭俠	元符元・9	①-b	長編502
3	王旂	元符元・9	①-c	長編502
4	王旂	元符元・9	①-c	長編502
5	任公裕	元符元・9	⑥	長編502
6	周之道	元符元・9	⑥	長編502
7	馬誠	元符元・10	⑥	長編503
8	王覲	元符元・10	①-c	長編503
9	閻令	元符元・10	⑥	長編503
10	葉濤	元符元・12	①-c	長編504
11	吳居厚	元符元・12	⑥	長編504
12	蔣之奇	元符元・12	⑥	長編504
13	謝惇	元符元・12	①-c	長編504
14	韓忠彥	元符元・12	①-c	長編504
15	王存	元符元・12	①-c	長編504
16	陳禹功	元符元・12	⑥	長編504, 会要職67-22・23
17	葉武	元符元・12	⑥	長編504
18	周邠	元符2・正	⑥	長編505
19	孫諤	元符2・3	①-c	長編507
20	宋喬年	元符2・4	⑥	長編508
21	梁鑄	元符2・4	⑥	長編508
22	符守規	元符2・4	⑥	長編508
23	王安上	元符2・4	⑥	長編508
24	王棫	元符2・4	⑥	長編508
25	張舜民	元符2・4	⑥	長編508
26	曹輔	元符2・4	⑥	長編508
27	劉符	元符2・4	⑥	長編508
28	李夷行	元符2・4	⑥	長編508
29	陳述之	元符2・4	⑥	長編508
30	張宗諤	元符2・4	⑥	長編508
31	張升卿	元符2・4	⑥	長編508
32	王覺	元符2・4	⑥	長編508
33	王防	元符2・4	⑥	長編508
34	周常	元符2・4	⑥	長編508
35	韓資	元符2・5	①-c	会要職67-26
36	文輅	元符2・閏9	①-c	長編516
37	沈衡	元符2・閏9	①-c	長編516
38	王高	元符2・閏9	①-c	長編516
39	張湜	元符2・閏9	①-c	長編516
40	楊阜	元符2・閏9	①-c	長編516
41	李公弼	元符2・閏9	①-c	長編516
42	陸彥回	元符2・閏9	①-c	長編516
43	李復	元符2・閏9	①-c	長編516

44	杜譚	元符2・閏9	①-c	長編516
45	王箴	元符2・閏9	①-c	長編516
46	李惇礼	元符2・閏9	①-c	長編516
47	謝瑾	元符2・閏9	①-c	長編516
48	鄧球	元符2・閏9	①-c	長編516
49	方希哲	元符2・閏9	①-c	長編516
50	董夔	元符2・閏9	①-c	長編516
51	袁符	元符2・閏9	①-c	長編516
52	劉唐服	元符2・閏9	①-c	長編516
53	馮豫	元符2・閏9	①-c	長編516
54	崔振	元符2・閏9	①-c	長編516
55	王申	元符2・閏9	①-c	長編516
56	周惟和	元符2・閏9	①-c	長編516
57	張松年	元符2・閏9	①-c	長編516
58	郭復	元符2・閏9	①-c	長編516
59	張宝臣	元符2・閏9	①-c	長編516
60	王常	元符2・閏9	①-c	長編516
61	張茂先	元符2・閏9	①-c	長編516

凡例

(1) 類型欄

①=神宗批判に関わる例

a=神宗を批判 b=神宗の政治を批判 c=「語言不順」

②=神宗朝の政策を改廃 ③=「棄地の論」 ④=新法党官僚の批判

⑤=宣仁太皇太后の權威を称揚

⑥=その他(文の引用のみ、批判の対象が特定不能、「訴理不當」など上記に当てはまらないもの)

(2) 出典欄

長編=『統資治通鑑長編』 本末=『皇宋通鑑長編紀事本末』

会要職=『宋会要輯稿』職官

まず表を一見して明らかなのが、神宗批判に関わる事例の多さである。編類章疏では43人中30人、看詳訴理では61人中36人が該当し、どちらも半数以上を占める。通常こうした事例は、「昨元祐中に在りて、先烈を詆誣し、權臣に協比し、舊弼を排毀す¹⁶⁾。」と弾劾された盛陶のように、史料上では神宗批判の罪状が「詆誣先烈」や「詆訕先朝」と表現され、看詳訴理ではこれが「語言不順」や「語涉譏訕」となる。神宗本人ではなく神宗の政治を批判したとして弾劾されている例もあり、その場合は「詆訕先朝政事」や「議論朝政」の語が使用される。なお、単に「詆誣」などと表現され、批判の対象が不明な事例については、文脈から神宗と判断できるもの以外は神宗批判から除外した。

こうした表現は総じて抽象的であり、上奏文のいかなる表現が神宗批判に当たるのか明確には示されていない。それが判明する数少ない例として、編類章疏によるものではないが、常立の筆禍事件を見ておきたい。これは、常立の父である常秩の墓誌や行状の文に、神宗を批判した箇所があったことが発覚し、常立及び執筆者でかつ常秩の門人でもあった趙卞が、哲宗の怒りを買って処分された事件である。小林隆道氏はこの案件をもとに、哲宗親政期における新法党内部で、神宗が主導した元豊の政治よりも王安石による熙寧のそれを重視する風潮が

あったことを指摘している¹⁷⁾。本稿では差し当たり、問題となった表現の詳細と問題視された理由に注目したい。

さて、常立を告発した執政の曾布による調査の結果、「荆公位を去りしより、天下の官吏陰に新法を變え、民荼毒を受く。」及び「上下循黙し、敗端内より萌すも、覺る莫し悟る莫し。公獨り幾を見れば、其の必敗するを知る。」と¹⁸⁾、王安石が政權中枢から去った後の政治を否定的に表現したことが発覚した。これら二つの文章の中で、哲宗は「民受荼毒」という表現が、神宗を夏の桀王や殷の紂王に例えたとして特に問題視している¹⁹⁾。つまり、神宗とその政治を古の暗君に例えて否定的に評したことが神宗批判と見做されているのである。常立以外にも、神宗を前漢の武帝に例えたことで哲宗の怒りを買ひ、執政の地位を辞した蘇轍や²⁰⁾、神宗朝に中枢を去った司馬光の境遇を屈原に例えた蘇軾など²¹⁾、類例を検出し得る。なおこうした例が頻発した背景については後述する。

次に神宗批判以外の事例についてであるが、これらは編類章疏のみに見られ、該当するものとしては、神宗朝の政策の改廃や、対西夏戦争で得た土地を返還した「棄地の論」、新法党官僚の弾劾など、当時の重要政策に関わるものが中心である。人数は43人中24人と少なからず存在するが、内14人は同時に神宗批判にも該当しており、これらの論拠のみで処分された人数はさほど多くなく、編類章疏による処分では中心的な論点でなかったことを窺わせる。しかし、神宗批判や神宗に言及していない事例であっても、その政策への批判が神宗批判に該当した者が過半数を占めている。こうした事例から、神宗の政策批判も神宗自体への批判を意味していたと思われる。

最後にやや特殊な例として、宣仁太皇太后の権威に関わる例を紹介する。太后は旧法党による元祐の政治の象徴であり、その権威が次第に否定されて失墜し、追廢寸前までに至ったことは既に述べた。こうした経緯もあり、同時期には太后の権威や元祐の政治の称揚に繋がる上奏が争点となっている。例えば、本来ならば皇帝が行う太廟の儀礼に太后が参与すべきと主張して処分された【表 1-1】No. 34 の宋保国は代表例である²²⁾。また処分事例ではないが、御史中丞の邢恕と対立していた同知枢密院事の林希は、太后の政治を肯定した邢恕の発言を神宗批判と指弾しており²³⁾、太后の称揚も神宗批判に結び付けられている。

以上、編類章疏と看詳訴理による処分事例においても、神宗批判の問題が、主要な論点であることが確認できた。それではなぜ神宗批判が用いられたのであろうか。

まず考えられるのが、当時の政治情勢のもとで生じた政治的権威の変化であろう。元祐年間の旧法党政権は、垂簾聽政を敷いた宣仁太皇太后の権威を後盾に、仁宗朝の政治を目標とし、「祖宗之法」遵守を重視したことで知られる²⁴⁾。「祖宗之法」とは、仁宗朝以降に官僚や皇帝の言説中で盛んに言及された言葉で、太祖や太宗をはじめとする歴代皇帝（祖宗）の遺した政策一般や政治手法を意味する。「祖宗」や「祖宗之法」には、名君あるいは彼らによる善政というニュアンスが含まれ、それらは宋代の皇帝にとっては模範であり、政治を権威付ける存在で

もあったが、反面そこからの逸脱は皇帝といえども許されなかった。

ところが、紹聖・元符年間に太后の権威は失墜し、「祖宗之法」から距離が置かれるようになる。代わりに個人ないし規範として、神宗とその故事が重視され、「実質的に祖宗之法が神宗一人のものへと収縮した」という²⁵⁾。同時に『神宗実録』の再編纂が実施され、元祐年間に編纂された実録の記事を改変する根拠として、神宗批判が挙げられている²⁶⁾。神宗朝の政治が新法党の立場から肯定的に再評価されたものと言える。そして、この『実録』に基づいて『神宗宝訓』が編纂されていることに注目したい²⁷⁾。そもそも『宝訓』や『聖政』というジャンルの書物の編纂は、「祖宗之法」が権威を有する前提であり、「祖宗」の名君像を形成して後世へ伝達するための文化事業である²⁸⁾。つまり、この時代は名君としての神宗像を作り出していた時期に当たり、蘇轍や蘇軾のような名君像の否定に繋がる言説は、当時においては到底受け入れられないものであろう。

いまひとつの理由として、哲宗の動向に注目しよう。哲宗は、父である神宗の政治を目標として信奉していた。例えば、神宗と王安石との対、すなわち臣下が皇帝に拝謁し政策に関する意見交換を記録した『王安石日録』を繰り返し読んでいた²⁹⁾。また、哲宗が神宗の人事について、「(昇進階梯の)順序に拘らず人材を抜擢した」と評した際に、曾布が「陛下が沈銖と葉濤を抜擢なされたのも順序に拘っていないものと言えます」と返答したところ、非常に喜んだというエピソードも、それを裏付ける³⁰⁾。

このため、哲宗は神宗批判に対し、新法党と旧法党の別なく厳しい態度で臨んでいた。前出の蘇轍が神宗を武帝に準えた例では、激怒して蘇轍をその場で叱責している³¹⁾。同じく前出の常立の例では、

三省對するに及び、上遽かに蔡卞に語りて曰く、常立神考を詆る。而るに卿之れを薦むるは、何ぞや、と。又た章惇に顧みて曰く、卿其の語を見ざるか。安石を尊戴すること此くの如くなれば、則ち神考を以て何如なる主と爲すや、と。惇知らざるを謝し、困りて其の語を請う。上怒りて曰く、語は常秩の行狀に在り。其の語に云う、安石相を罷めしより以來、民塗炭に在り、と。又た云う、秩と安石位を去りしより、識者は政事の必敗するを知る、と。其の安石に諂厚して神考を詆薄すること此くの如し。卞何爲れぞ之れを薦むるか、と。惇・卞皆な錯愕して謝罪す。上即ちに中使に命じ、史院に就きて秩の行狀を取らしめ、親ら塗炭・必敗の四字を指し以て惇・卞等に示す³²⁾。

と、常立を推薦した蔡卞と章惇を叱責しただけでは収まらず、宦官に命じて国史院に行狀を取りに行かせ、自ら問題の箇所を指し示している。哲宗の怒りの激しさを窺わせる逸話と言えよう。このように哲宗は神宗批判を嫌悪し、関係する処分には彼の意向も少なからず反映されており、旧法党を弾圧するための単なる名目ではなかったのである。

第二章 新法党内部の政争と編類章疏・看詳訴理

第一節 新法党集団の構成と政争

本章では、編類章疏・看詳訴理・神宗批判の問題と新法党の政治との関係を検討するが、その前提として新法党内部の政治状況を理解しておかねばならない。哲宗親政期の新法党では領袖である章惇・蔡卞・曾布の三者が対立し、林大介氏と楊小敏氏は彼らが政治上で活用した人脈の一端を明らかにしている。しかしそれらは蔡卞集団の一部と宰執層に止まり、新法党政権において三者の政治集団が占める位置を確認する必要がある。そこで、第一節では宰執・言路官・翰林学士・経筵官・六部尚書と侍郎など、中央の要職における新法党官僚の構成と領袖たちとの人脈を手掛かりとして政治集団を分析し、第二節で本章冒頭に挙げた問題を検討する。

まず、そもそも章惇らは何をめぐる対立していたのであろうか。楊小敏氏によれば、旧法党への対処・新法・対西夏戦争の方針など、当時の主要な政治課題において意見の相違があったという³³⁾。以下、氏の成果に基づき、概略の確認と補足を行う。

第一に旧法党への対処では、これを徹底排除する点で章惇と蔡卞が同調し、曾布は神宗批判者の処分には賛同するも、それ以外については反対した。次に、新法に関しては、蔡卞が熙寧年間の新法を忠実に踏襲しようとするのに対し、曾布は神宗の制度には修正が必要な部分もあるとし、全面的な踏襲には反対したという。章惇については触れられていないが、元祐年間に宣仁太皇太后の面前で新法を否定するなど、全面的に賛同していない。紹聖・元符年間における新法に関する章惇の見解について、管見の限りでは確認できないが、かつて中書検正官を歴任するなど新法を知悉しているながら敢えて発言していない節もあり、これは後述する蔡卞との関係が作用していると思われる。最後に、対西夏戦争の方針では主に章惇と曾布が対立している。章惇は大規模な要塞の建築を主張し、曾布はこれに反対したという。その背景には、西夏の滅亡を目標とする章惇に対し、現実的に不可能と断じる曾布の立場の違いもあろう。ただ、『長編』には要塞の完成の褒美として銀合茶葉を賜う事例が頻出するため、章惇の意見が採用されていたようである。

さて、人脈の分析に当たり、第一に某々の「死党」や「〇〇を主す」など、史料上で明確に政治的な繋がりや有している者とされる者を、各集団に分類する基準とした。また、宋代の官僚による政治集団の形成については、地縁・血縁・姻戚・学問・薦挙制度などを軸に関係が構築され、政治において共通の政治意識や政策の下で組織化されることが指摘され、特に薦挙制度の重要性が強調されている³⁴⁾。このため推薦者の有無も分類の基準とした。それ以外のより日常的な関係については、同郷出身だが政治的には対立していた蔡卞と陳次升の例などが存在することから、必ずしも政治上の関係につながるわけではないため、分類の基準には含めなかつ

た。上記の要素に基づき、既に先学が明らかにした人脈を加えた上で、紹聖・元符年間の時期に該当する要職に就いていた人物を属する集団別に分類したものが、【表2】である。以下、表から窺える特徴を踏まえて各政治集団について分析する。

【表 2-1】章惇集団一覧

No.	人名	職歴	領袖との関係
1	邢恕	刑侍（紹聖3・12～4・正）→吏侍（4・正～4・5）→吏尚（4・5～4・10）兼侍読（4・7～元符元・4）→中丞（4・10～元符元・4）	推薦、章惇や黄履らの「死党」
2	黄履	中丞（紹聖元・閏4～4・？）→吏尚（？～4・閏2）→右丞（4・閏2～元符2・閏9）	章惇や邢恕らの「死党」
3	徐鐸	刑侍（紹聖4・？～？）→給事中（紹聖4・正以前～元符元・5）→吏尚（元・5～3・2？）	章惇の悪事を助けたと批判される
4	張商英	右正言（元・4～10）→工侍（元符2・4～2・10）→舎人（2・10～3・3）	章惇の「門下」、 「死党」
5	范鐘	礼尚（紹聖4・4以前～4・10）→吏尚（4・10～4・11）→舎人（4・11～元符元・3）→給事中（元・3～3・3）	章惇の「所主」
6	林希	礼尚（紹聖元・4以前～？）→舎人（紹聖元・9以前～2・3）→礼尚（2・3～？）→学士（？～4・閏2）→同枢（4・閏2～元符元・4）	推薦、姻戚（曾布）
7	周穉	説書（紹聖4・7～元符2・10？）	章惇の「所主」

【表 2-2】蔡卞集団一覧

No.	人名	職歴	領袖との関係
1	安惇	諫議（元符元・3～元・8）→中丞（元・？～3・4）	推薦
2	吳居厚	戸侍（紹聖3・4？～4・5）→戸尚（4・5～元符2・11）	推薦（蔡京）
3	蔡京	戸尚（紹聖元・4～2・10？）→学士（2・10～3・7）→学士承旨（3・7～元符3・10）兼侍読（紹聖4・10頃？）	兄弟
4	蹇序辰	給事中（紹聖3・9以前～4・5以前）→舎人（紹聖4・5以前～4・11）→礼尚（紹聖4・11～元符2・6）兼侍読（元符元・4～？）	蔡卞の「所主」
5	蔡卨	監察（紹聖2・3～3・？）→兼殿侍（3・？～元符元・12）	蔡京の指示に従い弾劾を行なう
6	朱服	舎人（紹聖元・8以前～？）→？→舎人（紹聖4・？～元符元・？）	蔡卞が章惇に推薦させた
7	鄧棻	監察（？～元符元・正）→兼殿侍（元・正～2・5）	推薦（蔡京）
8	劉拯	監察（？～紹聖元・10）→右正言（元・10～2・2）→右司諫（2・？～3・？）→礼侍（元符2・9～2・10）	蔡卞の「門下」
9	呂嘉問	戸侍（元符元・3～元・8）	姻戚、蔡卞の「所主」、 「死党」

(1) 章惇集団

章惇は元豊年間に執政を勤め、親政期を通じて独員宰相として宰執集団の筆頭に君臨した。章惇集団の特徴は、自派の人物を相互に推薦し合うなど³⁵⁾、当初は蔡卞と協力関係にあったことにあり、これにより台諫や経筵官など、皇帝周辺や「言路」（給事中、中書舎人、台諫の総称、政事批判に関わる職掌）を両集団でほぼ独占していた。しかし、紹聖三年に両者の関係

【表 2-3】曾布集団一覧

No.	人名	職歴	領袖との関係
1	郭知章	監察（元祐8・?～紹聖元・閏4）→殿侍（元・閏4～3・?） →給事中兼左司諫（4・11～?）→工侍（紹聖4・11～元符 元・2以後?）	推薦
2	蔣之奇	舎人（?～紹聖2・10）→学士兼侍読（4・5～元符2・11）	推薦
3	趙廷之	礼侍（紹聖4・10～4・11）→吏侍（4・11～元符元・5）→ 舎人（元・5～2・閏9?）兼侍読（元・9～2・閏9以降）→ 給事中（2・閏9?～元符3・2以降）	推薦
4	葉祖洽	舎人（紹聖3・7以前～?）→給事中（?～4・5）→吏侍 （4・5～4・11）→吏尚（4・11～元符2・11）	推薦、曾布と親 交
5	葉濤	舎人（?～紹聖4・閏2）	推薦

凡例

職歴欄：

(a) 官職の略称等

右丞＝尚書右丞 同枢＝同知樞密院事 学士承旨＝翰林学士承旨

学士＝翰林学士 舎人＝中書舎人 中丞＝御史中丞 殿侍＝殿中侍御史

監察＝監察御史 諫議＝諫議大夫 説書＝崇政殿説書

吏・戸・礼・兵・刑・工+侍/尚＝六部の侍郎/尚書

(b) 括弧内は離着任の時期を示す。

領袖との関係欄：

(a) 推薦と姻戚関係は、領袖以外の場合のみ括弧内に対象の人名を記した。

が破綻した後、黄履・林希・邢恕ら有力官僚の処分と離反も相次いだことで要職を失い、劣勢に追い込まれていく。その背景には蔡卞が章惇を操作するなど主導的な立場にあったことに加え³⁶⁾、過去に新法を否定した弱みを蔡卞に握られていたことも大きい³⁷⁾。しかし、哲宗の信頼は失っておらず、彼の在位中は地位の保全に成功している。特に哲宗との関係では、章惇が哲宗の擁立に貢献する「定策の功」を挙げた蔡確の協力者とされたことも大きいと言えよう³⁸⁾。

(2) 蔡卞集団

蔡卞は王安石と姻戚関係にあり、かつ安石の後継者を自認するなど、政治的にも安石に非常に近い人物であり、紹聖二年に尚書右丞に昇格して以降、執政として三省に所属した。章惇との協力関係については既に述べた通りであるが、その頃より台諫や経筵官に多くの自派の官僚を送り込んでおり、その傾向は章惇との関係破綻後にいっそう強くなる。元符年間には経筵官と台諫に加えて翰林学士もほぼ独占し、「言路」や皇帝周辺の掌握に近づいていたことが窺える。その他にも、主要な新法を統轄する戸部の長官である尚書に蔡京と呉居厚が六年にわたって在任しており、新法の復活にも蔡卞の意向が反映されたことが想定できる。このように蔡卞は章惇との協力を利用しつつ、「言路」や皇帝周辺に関わる要職を次第に独占するなど、三集団の中では最も優勢であった。しかし、台諫を除く他の言路官や戸部以外の実務官僚など、他の要職は独占できておらず、さらに自身の意図した人事が行われなために辞任を切り出すなど³⁹⁾、専権宰相である蔡京や秦桧のような、同列の宰執を圧倒する権勢を得るには至っていない。なお、蔡卞の優位に寄与した人物として、兄蔡京の存在は看過できない。蔡京は徽宗朝

の専権宰相としてのイメージが強いが、この時期既に外戚の向氏や宦官と結びつき、翰林学士への就任により、哲宗とも近かった。さらに蔡京は台諫官に人員を推薦して採用され、要職の維持にも役割を果たした。こうした活動は、後の専権に向けての重要な政治的基盤ともなったと思われる。

(3) 曾布集団

曾布は三省系統に属した他の二人とは異なり、枢密院系統の執政である。当初彼は章惇に接近を図って失敗しており、昇進には紹聖三年まで知枢密院事であった韓忠彦とのラインが作用した可能性もある。曾布集団は要職就任者自体は見られるが、長期間にわたる独占や維持はできておらず、他の二者と比較して劣勢と言える。しかし曾布に関しては、何よりも哲宗との関係が重要な要素となっていた。曾布は自身の助言により紹聖の改元を実現させるなど、哲宗の信頼を得ていた。特に皇帝に一人謁見して政治上の意見を述べる「独対」の制度⁴⁰⁾や、三省、枢密院が共同で行う「対」（「同呈」という形で重要案件を皇帝に提出し、議論を行う）終了後に、枢密院単独で行う「再対」の機会を利用し、哲宗の意思決定に影響を与えていたという⁴¹⁾。曾布にとって「対」の機会が重要であったことは、章惇が知枢密院事として単独で「対」が可能になった曾布を警戒し、監視役として腹心の林希を副長官の同知枢密院事に送り込んだことから窺える⁴²⁾。

以上、章惇・蔡卞・曾布の政治集団の観点から、新法党の構成を検討した。章惇と蔡卞は当初協力関係にあり、両集団で台諫や経筵官といった要職の大半を独占した。しかし、紹聖三年に関係が破綻した後は、蔡卞集団がそれらのポストを独占するなど三集団の中で最も優位に立ち、章惇は劣勢に追い込まれた。他方、曾布集団は章惇や蔡卞と比較して要職就任者は少ないが、哲宗から信頼を寄せられていたことにより、対の機会を利用して意思決定に影響を与えた。

第二節 新法党内部の政争と神宗批判・編類章疏・看詳訴理

さて、既に述べた通り、新法党内部の政争は最終的に章惇・蔡卞・曾布の政治集団間によるものへと展開した。そして、こうした状況下で神宗批判を論拠として政敵の関係者を弾劾する例が出現しはじめる。前章で挙げた常立の筆禍事件はその典型で、蔡卞と対立していた曾布は、彼による常立の推薦を不快として、神宗批判のかどで告発している。また、章惇が蔡京の推薦を不快として余爽を弾劾した例など⁴³⁾、こうした例は枚挙の暇がない。このように新法党内部の政争においても、神宗批判の構図が政敵とその関係者を攻撃する際の論拠として利用されていた。なお、当時最大の政治的権威であった神宗を用いた背景には、政敵排除の正当化に加え、神宗批判を嫌う哲宗に、政敵に対する不信感を抱かせることにあったと思われる。

ところで、神宗批判が、新法党内部で政敵排除の論拠として利用されている以上、その情報収集を目的とした編類章疏も、同じく利用されたと考えるのが自然であろう。【表 1-1】では

邢恕、陳次升そして章惇がこれに該当する。具体例として、章惇が自身から離反した邢恕を排除した際には、彼の復職を恐れ、元祐年間の上奏文を論拠として弾劾している⁴⁴⁾。このように編類章疏が新法党内部の政争にも利用され、神宗批判を論拠に政敵を排除するための情報源として機能していた姿が浮かび上がる。

他方、看詳訴理の場合は編類章疏とはやや事情が異なる。これについて、『長編』は陳瓘撰『尊堯餘言』を引き、次のように述べる。

臣聞くならく、常立上殿したるの時、葉濤史院に在り。曾布葉濤を主とす。哲宗の常秩の行状を見るを得たるや、卞等布・濤之れを奏したるかと思ふ。是に於いて、又た訴理の事を作し、布・濤に讎し、訴理の禍を罹る者、七八百人なり。訖いに曾布の事に于いて、流離破敗するも、而れども卞等の報復の意、猶お未だ快からざるなり⁴⁵⁾。

常立の上殿や哲宗が常秩の行状を目にした件とは、前出した常立の筆禍事件を指す。蔡卞は、筆禍事件の発覚が曾布と彼の息のかかった葉濤の仕業と考え、報復のため看詳訴理を実施したという。この記述は『長編』に限られるが、信憑性が問題となる。『尊堯餘言』の著者である陳瓘は、紹聖元年に宰相に任じられて都に赴く途中であった章惇と会見し、政治上の問題について意見交換し、この時の発言を評価した章惇によって、太学博士に起用された人物である⁴⁶⁾。その後、陳瓘は章惇に外任を乞い、滄州通判に任じられるが、これは章惇と蔡卞の協力関係に対し、兼ねてから蔡卞に批判的であった陳瓘が不満を抱いた結果であると思われる。他方、その能力を評価していた曾布は彼を哲宗に推薦し、宰執の属官に当たる枢密院編修文字に任じられた⁴⁷⁾。このように陳瓘は章惇や曾布に近い人物であり、当時の政権中枢の事情を知り得る立場にあり、したがって、先に引いた記事の信憑性は高いと言えよう。

また、曾布は常立の一件以外でも、紹聖四年の星変に乗り、天譴に仮託して章惇と蔡卞による政治を批判し⁴⁸⁾、星変による動揺が治まると逆に蔡卞側が神宗批判を論拠に朱京なる人物を弾劾し、その背後に曾布の存在を示唆するなど、暗に曾布を攻撃している⁴⁹⁾。このように紹聖四年前後の政争を通じ、曾布と蔡卞が対立を深めていたことは明らかである。【表 1-2】に挙げた例では葉濤と曾布の姻戚に当たる王旂、王旂が該当する。特に後者の二名に関しては、この一件を理由に曾布が辞任を願い出ており⁵⁰⁾、政治的に不利な状況に追い込まれていたことが窺える。ただし、処分者全体では曾布の関係者に該当しないか、あるいは不明な人物が多いが、旧法党や蔡京と敵対した孫諤の名も見え、曾布集団の排除だけではなく、他の政敵の排除や、より末端に近い官僚の言論統制も兼ねていたと思われる。

以上、神宗批判・編類章疏・看詳訴理と新法党内部の政治情勢との関わりを検討してきた。神宗批判は章惇・蔡卞・曾布らを中心とする新法党内部の政争でも用いられ、政敵とその関係者を排除する手段として利用された。神宗批判者と判断する根拠は、過去とりわけ元祐年間の上奏文であり、そうした情報を入手する方法として編類章疏が利用され、看詳訴理に至っては明確に政敵排除も目的の一つとして実施されている。

おわりに

本稿では、紹聖・元符年間に実施された編類章疏と看詳訴理に注目し、両政策における中心的な争点を検討した上で、当時の政治情勢に位置づけた。また、新法党内部の人脈と対立構造を明らかにし、両政策と新法党内部の政争との関係を検討した。

その結果、過去の暗君に準えるなどして神宗の政治を批判する言動が、神宗批判として中心的な争点となっていたことを指摘した。その背景として、宣仁太皇太后と「祖宗之法」を権威とした元祐の政治から、神宗とその故事を権威とする紹聖・元符の哲宗親政期の政治への転換と、神宗を信奉する哲宗の意向が作用していることを指摘した。さらに、この時期は章惇・蔡卞・曾布の三者の政治集団による政争が繰り広げられ、政敵や彼らと繋がりを有する者を排除するために神宗批判を論拠とした弾劾が利用され、その情報源として編類章疏や看詳訴理が運用されたのである。

以上を踏まえれば、哲宗親政期の政争は、新法の是非をめぐる新法党と旧法党の対立という、従来の単純な構図では最早説明できるものではない。祖宗から神宗へと政治的権威が変化する中で、神宗批判に繋がる言動は、哲宗の意向とも相俟って一種のタブーであった。政治路線の相違による対立を抱えていた政権中枢部は、政治や哲宗の意向を動かすために神宗の評価を巧みに利用していた。また、同時期には太皇太后の評価も政治の争点となっていたが、このような動きも神宗の評価と表裏する形で進行したのであろう。その後、編類章疏に代表される言論統制を用いた政治手法は、徽宗朝における蔡京の専制体制に継承される。これらはやがて元祐党籍碑や禁書政策なども加わり、より強固に推進された。以上の問題と、平田氏が検討した「詔獄」の問題も含めた政治手法を考慮すれば、哲宗親政期の政治は、やはり徽宗朝へとつながる過渡的性質を有していたと言える。

南宋では新法党の手法が徹底的に否定されるため、編類章疏や弾劾の論拠としての神宗批判などは姿を消すものの、本質的な部分は残存している。例えば、高宗朝（1127～1162）の専権宰相秦桧は、野史の禁や詩文の不適切な表現を摘発して政治的弾圧を展開するなど、文字の獄を実施したことで知られる⁵¹⁾。その際の処分の論拠として、朝廷の政治に対する批判を意味する「謗訕朝政」なる語が用いられている。同じく寧宗朝（1194～1224）の専権宰相である史彌遠専権下でも、似たような理由で魏了翁と真徳秀が処分されており⁵²⁾、こうした現象は秦桧の時代に限定されてはいない。このように官僚の作成した文章や政治批判に論拠を求める姿勢は、本稿で確認した要素と類似している。

ところで、編類章疏など「文字」に対する規制の実施により、「士大夫を言論によって処罰しない」や「士大夫を殺さない」という宋朝の政治的伝統が守られなくなり、士大夫たちの言論活動に影響を及ぼしたことが指摘されている⁵³⁾。しかし本稿の考察を勘案するならば、編類

章疏などはあくまで情報収集の手段に過ぎず、実際には神宗批判という政治的権威による言論統制の正当化と結びつくことでこのような変化が生じ、やがては言論統制とそれに伴う処分をも受け入れる風潮が形成されていったと見るべきであろう。

しかし以上のような政治的伝統の変化や言論統制が存在しつつも、台諫官を中心とする活発な言論活動が、政治の特徴として宋代を通じて存続し続けたとされており⁵⁴⁾、今後両者をいかにして整合的に理解するかが問題となる。また本稿の検討、とりわけ政治的権威に関わる問題については哲宗朝に止まり、徽宗朝や南宋については改めて具体的な検討を必要とする。これらは今後の課題としたい。

【注】

- 1) 例えば平田茂樹『宋代政治構造研究』(汲古書院、2012)、藤本猛『風流天子と君主独裁制——北宋朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、2014)。
- 2) 一連の研究蓄積は非常に膨大であり、ここでは代表的なものを挙げるに止めておく。まず神宗朝から北宋滅亡までの期間を含む政治過程を概観できるものとして、羅家祥『朋党之争与北宋政治』(華中師範大学出版社、2002)がある。神宗朝と哲宗朝に焦点を当てたものとしては、代表的成果としては熊本崇氏や平田茂樹氏の一連の研究があり、近年では方誠峰『走出新旧：北宋哲宗朝政治史研究(1086-1100)』(北京大学博士論文、2009)が詳細である。徽宗朝に関しては、林大介「蔡京とその政治集団——宋代の皇帝・宰相理解のための一考察——」(『史朋』35、2003)が専権宰相蔡京の動向と政治集団に焦点を当てる。近年では楊小敏『蔡京蔡卞与北宋晚期政局研究』(中国社会科学出版社、2012)や前掲藤本猛2014など、徽宗や蔡卞など蔡京以外の人物の動向も視野に入れて研究が展開されている。
- 3) 詳細は阿河雄二郎「イメージと心性の政治文化史」(竹岡敬温・川北稔〔編〕『社会史への途』有斐閣選書、1995)及び近藤和彦「政治文化 何がどう問題か」(歴史学研究会〔編〕『現代歴史学の成果と課題 1980-2000年Ⅱ』青木書店、2003)を参照。
- 4) これらの問題に関しては鄧小南氏の研究が最重要の成果であり、日本では久保田和男氏が国都開封研究の立場から取り組んでおられる。具体的な成果として、鄧小南『祖宗之法——北宋前期政治述略——』(三聯書店、2006)、同「談宋初“欲武臣誦書”与“用誦書人”」(『史学月刊』2005年第7期、2005)、久保田和男「宋代の「敢獵」をめぐって」『古代東アジアの社会と文化』(汲古書院、2007)、同「玉清昭応宮の建造とその炎上——宋真宗から仁宗(劉太后)時代の政治文化の変化によせて——」(『都市文化研究』12、2010)等を参照。
- 5) 主要な成果を挙げておく。Patricia Buckley Ebrey and Maggie Bickford ed. *Emperor Huizong and Late Northern Song China: The Politics of Culture and the Culture of Politics* (Harvard University Press Cambridge and London, 2006.) に収録されている諸論考をはじめ、方誠峰「瑞祥与北宋徽宗朝的政治文化」(『中華文史論叢』2011年04期、2011)、久保田和男「北宋徽宗時代と首都開封」(初出2005年。再録：同著『宋代開封の研究』汲古書院、2005)や同「メディアとしての都城空間と張攄端『清明上河図』——五代北宋における政治文化の変遷のなかで」(伊原弘編『『清明上河図』と徽宗の時代——そして輝きの残照』勉誠出版、2012)等がある。
- 6) 平田茂樹「政治史研究——国家史・国制史研究との対話を求めて——」(『日本宋史研究の現状と課題——1980年代以降を中心に——』汲古書院、2010、再録：平田2012)。
- 7) 方誠峰「文字的意義——論哲宗朝親政時期的修史、編類章疏と看詳訴理文字」(『北京大学学報』哲学社会科学版47巻第2期、2010)。
- 8) 編類章疏と看詳訴理の概要については前掲方誠峰2010、哲宗親政期の政治状況については前掲楊小敏2012及び羅家祥2002に依拠した。
- 9) この問題については平田茂樹「哲宗実録編纂始末考」(『宋代の規範と習俗』汲古書院、1995a)を参照。

- 10) 同文館の獄については平田茂樹「宋代の朋党と詔獄」(『人文研究』47-8、1995b、再録：平田2012)を参照。
- 11) 『皇宋通鑑長編紀事本末』(以下『紀事本末』と略) 卷一〇二「逐元祐黨下」元符三年四月辛酉条。
- 12) 『紀事本末』卷一〇二「逐元祐黨下」元符二年十二月乙酉条。「曾布言。文彦博・劉摯・王存・王巖叟輩皆託訾先朝、去年施行、元祐之人、多漏網者。(章) 惇言。三省已得旨指揮、編類元祐以來臣寮章疏及申請文字、密院亦合編類。」
- 13) 前掲注12を参照。
- 14) 前掲方誠峰2010。
- 15) 『宋史』卷三六一・張浚伝。「自古言涉不順、言之指斥乘輿。」
- 16) 『長編』卷五一四・元符二年八月壬申条。「龍圖閣待制、知瀛州盛陶知河南府。……言者論、陶昨在元祐中、誣誣先烈、協比權臣、排毀舊弼。詔陶知和州。」
- 17) 小林隆道『宋代中国の統治と文書』第Ⅲ部第十三章「宋代転運使の「模範」——北宋後期から南宋における中央と地方」(汲古書院、2013、465、479-480頁。)
- 18) 『紀事本末』卷一〇六「常立以誣詆貶責」紹聖三年六月辛巳条。「翌日、(曾) 布以(常) 立事實於史院、乃具得之、有云、自荆公去位、天下官吏陰變新法、民受荼毒。又云。上下循默、敗端内萌、莫覺莫悟、公独擲見幾、知其必敗。乃門人趙冲、撰集(常) 秩行事言論并墓銘、繕写爲兩冊、元祐中納史院、史官莫不見之。」
- 19) 『紀事本末』卷一〇六「常立以誣詆貶責」紹聖三年六月辛巳条。「布曰。立詆訾先朝如此。……如此等人、乃欲擢使爲諫官、豈不誤事。上曰。反覆尤不堪、其言荼毒、乃桀紂事。布曰。書稱毒痛四海。」
- 20) 『紀事本末』卷一〇〇「紹述」紹聖元年三月丁酉条。「(蘇) 轍既再具劄子、上固不悅。李清臣・鄧温伯又先媒孽之。及面論、上益怒、遂責轍曰。人臣言事何所害。第昨卿奏機事、不可宣于外、請秘而不出、今乃對衆開陳、且以漢武帝事上比先帝、引論甚失當。轍曰。漢武帝、明主也。上曰。卿所奏稱漢武帝、外事兵戎、樞内興宮室、立鹽鉄・榷酤・均輸之法、其意第謂武帝窮兵黷武、末年下哀痛之詔、此豈明主乎。轍恐懼、趨下殿待罪。」
- 21) 『紀事本末』卷一〇五「二蘇貶逐」紹聖元年四月癸卯条。「殿中侍御史來之邵言。軾在先朝、援古況今、多引衰世之事、以快忿怨之私。……撰司馬光神道碑則曰。其退於洛、如屈原之在陂澤。」
- 22) 『長編』卷五〇四・元符元年十一月己酉条。「三省檢會、元祐七年宣德郎宋保國奏請太皇太后行躬詣太廟之禮。詔。故通直郎宋保國、追毀出身已來文字除名。」
- 23) 『長編』卷四九四・元符元年正月壬申条。「上曰。(林) 希亦毀(邢) 恕、云恕曾有文字。云太母臨政、天下晏然如此。是詆訾先朝明矣。」
- 24) 前掲鄧小南2006及び久保田和男2010。
- 25) 前掲鄧小南2006、445頁。
- 26) 黄漢超「宋神宗実録前後改修之分析〔下〕」(『新亜学報』7卷第2期、1966) 160-172頁。
- 27) 『紀事本末』卷九二「講讀」紹聖三年五月丙申条。なお、この例以外に史料上で確認可能な『神宗寶訓』は、紹興年間に旧法党の立場から編纂されたものである。おそらく新法党のものは抹消されたのであろう。
- 28) 鄧小南〔平田茂樹監訳・山口智哉翻訳〕「『宝訓』『聖政』と宋人の“本朝史観”——宋代士大夫の“祖宗”観を例にして——」(『人文研究』58、2007) 及びラムルー・クリスチャン〔高津孝訳〕「宋代宮廷の風景——歴史著作と政治空間の創出(1022-1040)——」(『東方学』113、2007)
- 29) 『長編』卷四九二・紹聖四年十月癸未条。「御邇英閣、召講讀官、講詩讀寶訓。侍讀蔡京、經筵奏事。上曰。早來卿所讀寶訓、朕于宮中已詳閱兩朝實録、其實訓内事、多係實録已載、寶訓可不須進讀。京言。竊見王安石有日録一集、其間皆先帝與安石反覆論天下事、及熙寧改更法度之意、本末備具、欲乞略行修纂進讀。上曰。宮中自有本、朕已詳閱數次矣。」なお、『王安石日録』については平田茂樹「王安石日録研究」(『東洋史論叢』12、2002)を参照。氏によれば、当時の宰執をはじめとする高級官僚は、実録の資料源たる時政記の編纂に供するため、あるいは日々の政治活動の備忘録としてこうした「政治日記」を編纂したという。
- 30) 『長編』卷五〇一・元符元年八月丙戌条。「上云。先帝多不次擢人。布曰。如臣與章惇、蔡卞之徒皆是。

然不獨先朝、陛下擢沈銖、葉濤亦可謂不次。上甚悅。」

- 31) 前掲注 20 を参照。
- 32) 『紀事本末』卷一〇六「常立以誣詆貶責」紹聖三年六月辛巳条。「及三省對、上遽語蔡卞曰。常立詆神考、而卿薦之、何也。又顧章惇曰。卿不見其語乎。尊戴安石如此、則以神考爲何如主也。惇謝不知、因請其語。上怒曰。語在常秩行狀。其語云。自安石罷相以來、民在塗炭。又云。自秩與安石去位、而識者知政事必敗。其諂厚安石、而詆薄神考如此、卞何爲薦之。惇・卞皆錯愕謝罪。上即命中使、就史院取秩行狀、親指塗炭・必敗四字、以示惇・卞等。」なお、神宗批判の表現の一部が、行狀では曾布の言う「民受荼毒」ではなく「民在塗炭」となっている。おそらく行狀を元に墓誌を作製した際に変更されたのであろう。
- 33) 楊小敏『蔡京蔡卞与北宋晚期政局研究』（中国社会科学出版社、2012）
- 34) 平田茂樹「宋代朋党形成の契機について」（『宋代社会のネットワーク』汲古書院、1998、再録：平田 2012）13-14 頁、38-40 頁。
- 35) 『長編』卷五一〇・元符二年五月戊申条。「是日、曾布既與章惇・蔡卞等同進呈蹇序辰・范鏗制獄。再對、又言。惇・卞各有所主。卞主序辰、惇主鏗。此兩人皆惇・卞未相失時、共力薦引。」
- 36) 前掲林大介 2003、6 項。
- 37) 『長編』卷四八八・紹聖四年五月辛未条。「元祐初、章惇爭論役法劄子、有云。役法可以緩改、非如京東鐵馬、福建茶鹽、不改一日則有一日之害也。及蔡卞與序辰謀共作詔榜、慮惇不從、乃持惇元祐劄子、以脅之曰。若謂居厚京東所行非是、則先帝褒詔、亦非是矣。惇噤不能語。於是、從序辰所請、降詔榜云。」
- 38) 『長編』卷三五二・元豐八年三月甲午朔条、注に引く上皇御製哲宗皇帝紀。「二月、神宗疾甚、輔臣入問、至紫宸殿、雍王顥遊於廊曰。上疾急、軍國事當請皇太后垂簾。輔臣愕不對。……右僕射蔡確恐、以建儲問左僕射王珪、珪不答、確益恐、不知所出。會確母得入禁中、皇后令諭確、託主兵官燕達等輔立、又因內侍閻守勳令早定。或謂確曰。此大事也、宜與衆詢、不言、則斬以徇。時輔臣韓縝、安燾、張璪、李清臣拱手無一言、確獨約門下侍郎章惇爲助、乃顧王珪、珪不語。……。」
- 39) 『長編』卷四九九・元符元年六月丙申条。「是日、左丞蔡卞乞罷、徑出。……除趙挺之爲中書舍人、又欲進郭知章、皆非其所欲。卞又嘗欲引葉棣爲左右史、（章）惇對上面前斥之云。……又欲引鄧洵武・吳伯舉、亦不諧、而所進用者、又非其所好。故積此不平、因欲請去。」
- 40) 対については平田茂樹「宋代政治構造試論 —— 対と議を手掛かりとして ——」（『東洋史研究』52-4、1994、再録：平田 2012）を参照。
- 41) 平田茂樹「宋代的御前會議與宰相執政會議」（呂紹理・周惠民『慶祝張廣達教授八十嵩壽研討會論文集』政治大學歷史系、2011）247 頁。
- 42) 『紀事本末』卷一三〇「久任曾布」紹聖四年閏二月壬戌条。「中大夫同知樞密院事曾布爲大中大夫、知樞密院事翰林學士左朝議大夫知制誥林希、爲中大夫同知樞密院事。初、章惇之初拜相也、曾布在翰林、章惇制詞極其稱美、望惇用爲同省執政、惇忌之、止拜同知樞密院。於是、又遷知樞密院。樞密院故事、日得獨對。乃疑布、更引希同知樞密院、使察之。希尋爲布所誘、亦忤惇。布與惇益不合、卒傾惇、奪其位。」
- 43) 『長編』卷五〇三・元符元年一〇月己亥条。「詔。朝散郎汪衍・瀛州防禦推官余爽、並除名勒停永不叙。衍送昭州、爽送封州編管、仍備坐本人所上書行出。先是、蔡京薦爽上殿、章惇惡之、其言爽及衍元豐末各上書、詆訕先朝、爽又元祐中曾上書、乞宣仁歸政、險詐反覆、故有是命。」なお、同条所引の注によれば、情報源たる余爽の上奏文は、章惇が自身の家から持ち出したものであり、純然たる編類章疏の事例と言い難いため、【表 1】からは除外した。
- 44) 『長編』卷五〇三・元符元年一〇月庚子条。「章惇恐復用、乃檢出恕元祐初所上書、白上曰。邢恕除蔡確一事外、無事不同元祐。特責之。」
- 45) 『長編』卷四九九・元符元年六月壬寅条所引の注。「臣聞、常立上殿時、葉濤在史院。曾布主葉濤、哲宗之得見常秩行狀也、卞等意布・濤奏之。於是、又作訴理之事、讎布與濤、而罹訴理之禍者七八百人。訖于曾布之事、流離破敗、而卞等報復之意、猶未快也。」
- 46) 『長編』卷四八五・紹聖四年四月乙未条。
- 47) 『長編』卷四九二・紹聖四年一〇月甲午条。

- 48) 例えば『長編』卷四九一・紹聖四年九月癸亥条。「是日、曾布獨奏事、因言。自星變以來、臣累曾喋喋以人材・政事爲言、冒瀆聖聽多矣。蓋以陛下寅畏惻怛、冀有以禪補萬一。然臣度章惇・蔡卞、必不能爲陛下更修政事、進退人材、以稱聖念。」
- 49) 『長編』卷四九八・元符元年五月癸酉条。「司封員外郎朱京、乞罷國子司業除命、從之。京嘗爲幸太學頌、語有及先朝者、蔡卞又謂京與曾布有連、故亟白上從京請。」
- 50) 『長編』卷五〇〇・元符元年七月丁未朔条。「曾布以王旂事乞罷、不許。」
- 51) 黄寬重「秦檜文字獄」(『大陸雜誌』86卷第6期、1992) 253-259頁。
- 52) 『宋史全文統資治通鑑』卷三一・宝慶元年十一月乙酉条。「朱端常奏。魏了翁封章謗訕、眞德秀奏劄誣詆。魏了翁落職罷新任、追三官靖州居住。眞德秀落職罷祠。」
- 53) 前掲方誠峰 2010 及び黄寬重 1992。
- 54) 前掲平田茂樹 1995 b。

【2014年9月9日受付, 11月7日受理】

北宋哲宗朝的政治文化与人脉 —以《编类章疏》与《看详诉理》为例—

本文通过北宋时代哲宗亲政期新法党政权下所实施的编类章疏、看详诉理这一言论统制、对这两个政策的争论点、与政治集团的关联进行分析、以期理解当时的政治基调。这两个政策的争论点在于对批判先皇帝神宗者的处分。就政治象征而言、以往一直遵循“祖宗之法”而当时的风潮更重视神宗、加之、哲宗本身信奉神宗的意向也与此相关、这是当时两政策施行的背景。当时新法党政权内部、围绕新法的实施、对西夏战争、旧法党官僚的待遇这些问题、章惇、蔡卞、曾布三人互相对立。他们不时巧妙地利用神宗批判来影响哲宗、以达到排除政敌及相关者的目的。学界一般把编类章疏、看详诉理作为排斥旧法党的政策来理解、本文认为它们亦作为情报源被利用。哲宗亲政期的政治斗争并不能依照以往的观点、单纯地理解为新法党与旧法党因对新法的是非对错的态度不同而对立。政治权威由祖宗向神宗转变的过程中、由于政治路线的差异而对立的政权中枢部官员、通过巧妙地利用“神宗评价”而影响政治动向及哲宗的意向。